

会社を退職された方へ

国民年金の手続きはお済みですか？

国民年金の届出が必要です！

- 20歳以上 60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

勤務先を退職された方に扶養されていた配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

【手続きについて】

お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

【手続きに必要なもの】

年金手帳

【保険料額】

国民年金の保険料は、月額 16,260 円（平成 28 年度）です。

※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

保険料の免除制度があります！

- 保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）の保険料が免除になる制度があります。

メリット 1

退職（失業）の場合は、退職された方の所得を除外して審査！

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

メリット 2

保険料を一部納付したのと同じ！

全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して、2分の1になります。

メリット 3

万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

【手続きについて】

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へ提出してください（郵送の場合は事務センターでも可）。

申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると**万が一の際に障害年金などを受け取れない場合**や退職（失業）時の免除審査の特例（退職された方の所得を除外して審査）が受けられない場合がありますので、**すみやかに申請してください。**

【手続きに必要なもの】

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書（申請書は手続き先の窓口、ホームページにあります）
- ②年金手帳
- ③雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

免除された期間の年金はどうなるの？

- 全額免除期間の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。

免除された保険料を後で支払うことはできるの？

- 免除期間の保険料は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。
 - ・ 老齢基礎年金を受けている方は追納することができません。
 - ・ 追納をご希望のときは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

- 老齢基礎年金 年金額 780,100円（満額）
 - ・ 20歳から60歳になるまでの40年間、全期間保険料を納付された方は65歳から満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。
 - ・ お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。
- 障害基礎年金 年金額 975,125円（1級）
780,100円（2級）
 - ・ 国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取ることができます。
- 遺族基礎年金 年金額 1,004,600円（子が1人いる配偶者の場合）
(基本額 780,100円 + 子の加算額 224,500円)
 - ・ 国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。
 - ・ 遺族基礎年金の支給は、子が18歳に到達する年度の末日まで（子に障害がある場合は20歳まで）です。

※上記の年金額は、平成28年度の額です。

※年金を受け取るには、一定の要件が必要です。